

令和２年１月２０日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和元年度北塩原村農業委員会総会（令和２年１月定例会） 議事録

１．開催日時

令和２年１月２０日（月）午後１時３０分～２時３２分

２．開催場所

北塩原村役場集会室１・２

３．出席委員

	議 席	氏 名	出 欠
会長	７	星 源 嗣	出
会長職務代理者	６	遠 藤 俊 一	出
農業委員	１	伊 藤 義 人	出
〃	２	中 川 博 之	出
〃	３	岩 田 多 吉	出
〃	４	二 瓶 睦 夫	出
〃	５	蓮 沼 喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥 川 維 之	出
〃	—	佐 藤 誠 一	出
〃	—	五十嵐 好 則	出
〃	—	安 部 嘉 久	出
〃	—	齋 藤 隆 男	出
〃	—	小 椋 功	出

※ 出席委員 農業委員７名 在任委員（７名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員６名中６名出席。

４．欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 提出議案

議案第1号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

第5 その他

・令和元年度会津若松地方農業委員会連合会研修会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 相 原 哲 也

事務局主任主査 渡 部 達 也

事務局主査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和元年度北塩原村農業委員会定例総会1月定例会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございます。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名全員にも出席いただいております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、3番、岩田多吉委員、4番、二瓶睦夫委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、1月15日、令和元年度後期農業委員会会長・事務局長研修会が福島県青少年会館で開催されまして、会長と事務局長が出席しております。2番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会1月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、1月29日、令和元年度会津若松地方農業委員会連合会研修会が会津若松市文化センターで開催され、農業委員、推進委員、事務局が出席いたします。2番、2月6日、農業委員会事務局職員研修会が清稜山倶楽部で開催され、事務局が出席いたします。3番、2月20日、北塩原村農業委員会総会2月定例会を集会室1・2で開催いたします。4番、同じく2月20日、総会終了後に、北塩原村農作業賃金協定会議を集会室1・2で開催いたします。以上で、業務報告及び今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。次の農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。番号1番、1. 申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字北山字〇〇の方、譲受人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字大塩字〇〇の方でございます。2、申請する農地の所在地及び面積でございますが、大塩字〇〇3394番、地目畑、面積536㎡の1筆でございます。3、権利を設定しようとする事由について、譲渡人としては、高齢化による経営縮小のため。譲受人としては、経営規模の拡大のためでございます。4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降の令和2年2月。権利の存続期間は、永年。土地の対価は、100,000円でございます。5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、4ページから5ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。地元農業委員の意見としまして、遠藤俊一委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。また、農地法第3条第2項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和2年1月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番、遠藤俊一委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○6番、遠藤俊一委員

はい。13日に両方に確認を行いました。現在は休耕地になっているので、〇〇〇さんの方では好きに使ってくださいと言ったそうなんです、〇〇〇さんはしっかりと手続きを取って自分の所有にしたいと話し、今回の申請に至ったそうです。申請地の近くには〇〇〇さんの畑もありますので特に問題はないと思い、許可相当としました。よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

これ、土地の値段なんかは当人同士だけで決めたの。

○議長

農地の売り買いは当人同士で話し合っただけで納得して決めているので。極端に高い、安いという時は農業委員会として意見を言うことはできても、それを理由に否決することはできません。

○推進委員、安部嘉久委員

売買金額を決める時はいつも双方で決めてるべ。会長が言うとおりの、ある程度安くなった

時はなんで安くなったか、その理由くらいは確認すんなんねえべけど。

○議長

農業委員会としては、過去の売買価格の情報を提供することはしていますが、この金額で売買してくださいというふうに言ったりはしません。

○3番、岩田多吉委員

ある程度の目安となる金額は示してるんだべ。

○推進委員、安部嘉久委員

過去の売買価格が基準となるんだべ。

○事務局長

はい。参考までにこれまでの売買価格は事務局の方で持っています。聞かれれば、参考までに情報提供しています。

○3番、岩田多吉委員

ある程度の目安となる金額な。

○議長

他にご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、議案第2号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の6ページをご覧ください。議案第2号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」説明いたします。昨年の11月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されまして、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたところであります。これを受けまして、当農業委員会におきましても、綱紀保持の姿勢を改めて確認するため、農業委員会の法令遵守に関する申し合わせ決議を行うものでございます。次のページ、

7 ページをお開きいただきたいと思います。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議でございます。それでは、私の方で読み上げさせていただきます。「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和2年1月20日、北塩原村農業委員会。なお、次の8ページに、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において採択された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」を載せております。こちらに記載のとおり、昨年の10月に、福島県内ではございませんが、農地転用に絡む農地法違反と収賄の疑いで農業委員会の会長や事務局職員が逮捕されるという事件が立て続けに2件発生いたしました。また、こちらに記載はございませんが大阪の方だったと思いますが、農業委員会連合会が研修会の際の昼食時に飲酒をしていたこと、いわゆる公務中の飲酒も報道され問題となった経緯がございまして、こうしたことを鑑み、昨年の全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の綱紀保持に関する申し合わせで、全国の農業委員会組織が一丸となって取り組むことが決議されたわけでございます。なお、本議案の可決後は毎年一回、総会において同様の申し合わせ決議を継続して取り組み、北塩原村農業委員会として法令遵守の徹底を図っていくものといたします。以上提出いたします。令和2年1月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で、議案第2号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。これは、新聞やテレビ等でも報道された経緯もございました。農地制度の運用にあたって、農業委員が運用上の容疑で逮捕されるということは、非常に遺憾なことであり、全国の農業委員、農地利用最適化推進委員が一生懸命に活動している中で、水を差すという大変残念なことです。農業者からしますと、信頼を裏切る行為であるということでございます。農業委員会は公的な許認可事務を行っておりまして、重要な職務を負っておりますので、このようなことのないように、私たち北塩原村農業委員会としましても、法令を遵守し、公正公平な職務の遂行に向けて綱紀の肅正を図っていかなければならないと思っております。議案第2号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、原案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案のとおり決定されましたので、今後も農業委員会組織として、法令遵守の徹底を図っていきます。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より2点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(農業委員会視察研修について)

(令和元年度会津若松地方農業委員会連合会研修会について)

※源泉徴収票の配布についても併せて説明。

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 3 番 _____ (印)

議事録署名委員 4 番 _____ (印)